

もみ殻焼却による出動が多発!

もみ殻焼却の際には以下のことに注意しましょう!

消防署



1. もみ殻焼却の際には必ず消防署・分署に届出をしてください。

※電話でも受け付け可能です。

2. 実施する際には、消火の準備 (消火器・水バケツ等) 及び焼却が完全に終了するまでその場を離れないてください。なお、夜間のもみ殻焼却は禁止です。



あなたの始めた小さな焼却行為も
大きな火災につながる可能性があります。

届出は最寄りの消防署・分署まで
～郡山消防署～

郡山消防署 (923-0119)	大槻基幹分署 (951-1590)	喜久田基幹分署 (959-6530)
熱海分署 (984-3124)	日和田分署 (958-2140)	田村分署 (955-3127)
安積分署 (945-2141)	湖南分署 (982-2468)	中田分署 (973-2114)